

(お知らせ)



令和2年4月27日
京都市子ども若者はぐくみ局
〔担当：幼保総合支援室〕
〔電話：251-2390〕

京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の候補となる法人の選定結果について

京都市聚楽保育所（以下「聚楽保育所」という。）については、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に基づき、民間移管することとしており、民間移管に当たっては、京都市じゅらく児童館（以下「じゅらく児童館」という。）の事業委託と併せて、令和4年4月に実施することとしております。

この度、聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）について公募を行い、京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会（以下「選定部会」という。）における審議を踏まえ、以下のとおり候補者を選定しましたので、お知らせします。

1 施設の概要

(1) 聚楽保育所（定員：110名）

京都市中京区聚楽廻松下町9-4

(2) じゅらく児童館

本館京都市中京区聚楽廻松下町9-4

分室京都市中京区西ノ京車坂町15-5（朱雀第六小学校内）

2 公募の概況

(1) 募集日程

令和元年12月26日（木）～	募集要項等の配布
令和2年 1月 6日（月）～1月17日（金）	質疑の受付期間
1月20日（月）～1月24日（金）	質疑の回答
2月10日（月）～2月14日（金）	申請書類の受付期間

(2) 応募団体

社会福祉法人 きらきら福祉会

※ 当初2法人から応募がありましたが、1法人は申請を取り下げています。

3 候補者

法人及び代表者	主たる事務所の所在地
社会福祉法人 きらきら福祉会 理事長 重田せつ	京都市下京区西七条東御前田町15番地1

4 選定の概況

選定部会において、京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき審査を行い、当該審査結果を踏まえ、候補者として選定しました。

なお、保育所に係る審査に当たっては、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間において、市営保育所の現在の保育内容等を引き継ぐという観点から、募集要項に基づき評価しており、対象法人の保育内容を評価したものではありません。

(1) 選定理由について

選定部会において、応募団体の運営管理体制や現在運営している施設における保育等の状況、移管後の保育所及び事業受託後の児童館における運営理念、運営計画、及び施設運営体制等について、審査基準に基づき審査しました。

【選定部会による評価】

ア 保育所に係る審査

(7) 運営実績

- a 候補者は、現在、京都市内で1箇所の認可保育所を運営する法人です。平成29年度から運営を開始し、認可保育所としての運営経験は4年目ですが、前身として平成21年から企業内保育所を開設し、子育てニーズの高まりを受けて従業員の子ども以外の受入れも増やすなど、地域の子育て世帯の支援に力を入れてきた実績があります。
- b 子どもを主体として、保護者及び保育所が連携しながら子育てできるよう取り組んでいることを高く評価しました。

(4) 事業計画

- a 民間移管に伴う子どもや保護者の負担に配慮し、可能な限り聚楽保育所の保育を引き継げるよう担当制保育や丁寧な保護者対応を計画されていることを高く評価しました。
- b 積極的に外部研修の受講に努めるとともに、子どもの状況や家庭環境などを園全体で共有のうえ、保育の質の向上のため取組を考えていく計画になっています。

(ウ) 実地審査

- a 子ども一人一人の発達に応じて職員が丁寧に対応しており、子どもたちが安心して過ごしていることを確認しました。
- b 調理業務については、園内での調理を業者に委託されていますが、調理を専門とする業者の知識等を生かして食育に取り組んでいるほか、アレルギーなどにも適切に対応しており、調理師と保育士が適切に連携されています。

イ 児童館に係る審査

(7) 運営実績

- a 候補者は、児童館の運営実績はありませんが、認可保育所の運営実績があり、運営する施設において、子どもの育成や子育て家庭への支援を行ってきた経験を有しています。

b 事故や不祥事は発生しておらず，法人の法令遵守マニュアルに沿って適切に運営されていることを評価しました。

(4) 事業計画

a 児童館事業の役割を理解し，現在の運営団体において行われている取組に加え，保育所と連携した地域の子育て支援事業を検討するなど，地域に根差した児童館運営を計画している点を評価しました。

また，学童クラブ事業においては，放課後まなび教室との連携を検討するなど，充実した事業の実施が見込まれます。

b サービスの質の確保・向上のため，十分な職員を配置することとしており，また，利用者アンケートによるニーズの把握や満足度向上に努める計画になっています。

[講評]

候補者は，子ども一人一人の状況に応じた保育に努めており，子どもが自ら取り組みたいという気持ちを持てるよう丁寧な関わりを大切にされています。移管後の保育所においても同様の姿勢で取り組まれることを期待します。

また，民間移管による子どもや保護者の不安や負担に配慮し，聚楽保育所の保育の引継ぎを重視されています。移管前年度及び移管年度の引継ぎ・共同保育等を通して子どもや保護者が安心して利用できるよう関係構築に努められることを期待します。

児童館の運営実績はありませんが，児童館事業の役割を十分に理解されており，より良いサービス提供のために積極的に取り組む姿勢が伺えます。児童館事業を受託する令和4年度までに，現在の運営団体と連携し，事業実施に向けた十分な準備を行われることを期待します。また，地域や周辺の小学校のほか，必要に応じた関係団体との密な関係を構築し，地域に根差した施設運営を期待します。

(2) 審査結果一覧

審査項目		配点	社会福祉法人 きらきら福社会
大項目	中項目		
保育所に係る審査			
運営実績 (申請団体 等の状況)	1 団体等の組織内連携	2	2
	2 団体等の運営管理体制	3 4	2 6
	3 現在運営している保育園の状況	2 4	2 1
	小計	6 0	4 9
	2 5点満点換算	2 5	2 0. 4
事業計画 (応募施設の 運営計画)	1 応募施設の運営理念	8	5
	2 応募施設の運営計画	4 0	3 5
	3 応募施設の施設運営体制	2 0	1 6
	4 応募施設の経営管理計画	4	4
	5 応募施設の危機・安全管理	2 0	1 8
	6 上記以外で特にPRしたい内容	1 0	4
	小計	1 0 2	8 2
	7 5点満点換算	7 5	6 0. 3
書面審査計 (1 0 0点満点換算)		1 0 0	8 0. 7
第1 子どもの尊 重	1 保育方針の共通理解と保育課程等の作成	2	2
	2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施	2	2
	3 快適な施設環境の確保	4	4
	4 一人ひとりの子どもに個別に対応する努力	4	4
	5 保育上, 特に配慮を要する子どもへの取組	8	5
第2 保育の実施 内容	1 保育の内容	2 4	1 9
	2 健康管理・衛生管理・安全管理	4	3
	3 人権の尊重	4	4
	4 保護者との交流・連携	1 2	1 1
第3 地域支援機 能	1 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供	2	1
	2 保育園の専門性を活かした相談機能	4	2
第4 開かれた運 営	1 保育園の地域開放・地域コミュニティーへの働きかけ	2	1
	2 サービス内容等に関する情報提供	2	2
実地審査小計		7 4	6 0
実地審査計 (5 0点満点換算)		5 0	4 0. 5
保育所に係る審査の合計得点		1 5 0	1 2 1. 2
保育所に係る審査の得点率		1 0 0 %	8 0. 8 %

児童館に係る審査			
運営実績 (申請団体等の状況)	1 団体の運営実績及び組織内連携	6	4.00
	2 団体等の運営管理体制	26	20.14
	小計	32	24.14
事業計画 (応募施設の運営計画)	1 応募施設の運営理念	8	6.43
	2 応募施設の事業計画	16	15.28
	3 応募施設の施設運営体制	10	9.57
	4 応募施設の経営管理計画	12	11.42
	5 応募施設の危機・安全管理	20	18.85
	6 特にPRしたい内容	—	—
	小計	66	61.55
合計		98	85.69
3%加算後			88.26
児童館に係る審査の合計得点(100点満点換算)			90.1
総合得点		250	211.3

※ 保育所に係る審査に当たっては、書面審査及び実地審査の合計の得点が105点(得点率70%)以下の場合や書面審査及び実地審査の各中項目において、小項目の合計点が0点の中項目がある場合は候補者として選定しないこととしている。

5 今後の取組

今回、候補者の選定を行った聚楽保育所及びじゅらく児童館については、今後、京都市保育所条例及び京都市児童館及び学童保育所条例の改正議案を令和2年9月市会に提案し、議決を得られた場合は、令和3年4月からの保育所における業務の引継ぎ・共同保育の実施等を経て、令和4年4月から候補者による運営を開始します。

<参考> 選定部会における審査の実施状況

1 選定部会委員(五十音順, 敬称略)

	氏名	役職等
部会長	安保 千秋	弁護士
委員	禹 満	京都府医師会 理事
	大束 貢生	佛教大学 准教授
	岡 美智子	京都障害児者親の会協議会 副会長
	川北 典子	大谷大学 教授
	土江田 雅史	公認会計士
	山本 奈未	前 市民公募委員

2 審査日程

2月17日(月)～2月27日(木)	委員による採点
3月9日(月)	令和元年度第6回選定部会(保育所に係る実地審査)
3月10日(火)	令和元年度第7回選定部会(保育所に係る実地審査)
3月11日(水)	令和元年度第8回選定部会(保育所に係る書面審査)
4月18日(土)	令和2年度第1回選定部会(児童館に係る書面審査, 保育所に係るプレゼンテーション審査・ヒアリング審査)

※ 令和元年度第1回から第5回までの選定部会においては、募集要項に係る審議を行っています。